

公共建築物における“黒滝村地域材”利用推進方針

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」第9条第1項に基づき、奈良県が定める「公共建築物における“奈良の木”利用推進方針」に即して、黒滝村が所管する公共建築物における地域材の利用推進に関する基本的事項等を定めるものである。

1 意義及び効果

(1) “地域材” 利用推進の意義

公共建築物において地域材を利用することは、林業及び木材産業の振興を通して、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、地域経済の活性化、雇用の確保の実現に繋がる。このため、黒滝村は本方針に基づき、公共建築物への地域材の利用を推進するものとする。

(2) “地域材” 利用の効果

公共建築物において地域材を推進することにより、次の効果が期待される。

①公共空間の高質化

木材は、安らぎ・温もりを与えたり周囲の景観に溶け込むなどの視覚的効果があるほか、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており公共空間の高質化が図られる。

②循環型社会形成への貢献

木材は、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるなど、環境にやさしい資材であり、循環型社会の形成に貢献する。

③林業及び木材産業の振興への寄与

地域材の安定的な需要を直接的に創出することにより、林業及び木材産業の振興に寄与する。

④一般建築物における地域材利用の拡大

公共建築物は、広く村民一般の利用に供されることから、多くの村民に対して、地域と触れ合いその良さを実感する機会を幅広く提供することが可能であり、住宅、事務所、店舗等の一般建築物への地域材の利用拡大に繋がる。

2 基本的考え方及び目標

(1) “地域材” 利用の基本的考え方

①公共建築物のあり方

公共建築物は、村民の共通の財産であり、多くの人に長期にわたって使われるという性質から、公共施設としての機能及び利用者の利便性や安全性の確保、長寿命化、ライフサイクルコストの低減等を考慮する必要がある。

②公共建築物への木材利用の課題

公共建築物への木材利用にあたっては、構造強度、耐火性能や水分・シロアリ等に対する耐久性能の確保について十分に配慮する必要がある。このため、木材自体の不燃・難燃化、防腐処理等の耐久性向上、集成材等の木材関連技術の活用及び設計上の工夫に取り組む必要がある。

③公共建築物における地域材利用に向けて

村は、公共建築物の機能及び利用者の利便性や安全性の確保を前提として、公共空間の高質化など地域材利用の効果と費用とを総合的に考慮し、可能な限りその利用の推進に取り組むものとする。

(2) “地域材” 利用の目標

村は、(1)の基本的考え方を踏まえながら、以下を目標として公共建築物における地域材利用の推進を図るものとする。

①低層建築物における木造化の推進

耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物の新築、改築及び増築（以下「新築等」という。）にあたっては、地域材を利用した木造化を推進する。

②内装等の木質化の推進

公共建築物の新築等及び改修にあたっては、多くの村民が利用する部分や木質化がふさわしい部分について、地域材を利用した内装の木質化を推進する。また、景観上特に木質化がふさわしい建築物については、地域材を利用した外装の木質化を推進する。

③「奈良県地域認証材」の利用の促進

村は整備する公共建築物において、トレーサビリティ確保・品質確保のために「奈良県地域材認証センター」が認証する「奈良県地域認証材」の利用の促進に配慮するものとする。

(3) “地域材” の適切な供給の確保

村は、公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保のため、木材生産・流通の合理化及び技術開発の推進の施策に取り組むものとする。

このため、村は、木材製造業者その他木材の供給に携わる者と連携し、木材生産・流通の合理化及び技術開発を推進し、地域材の安定供給・品質・性能の確保・向上、競争力のある価格の実現に努めるものとする。

3 一般建築物への“地域材” 利用の促進

村は、一般建築物における地域材利用の促進のため、次の施策に取り組むものとする。

(1) 村及び民間等の一般建築物における“地域材” 利用の促進

村は、村以外の者が整備する建築物において、地域材の積極的な利用を拡大するため、村及び民間等へ要請するとともに支援に努めるものとする。

(2) 村民に対する積極的なPR

村は公共建築物における地域材利用の推進の意義等について村民の理解が深められるよう、その取組み状況の積極的なPRに努めるものとする。

4 建築物以外への“地域材” 利用の推進

村は、公共土木工事における工作物及び工事用資材、備品及び消耗品、木質バイオマスの活用など、建築物以外への地域材の積極的な利用に努めるものとする。

附則

1 この方針は、平成24年8月1日から運用する。

2 この方針については、施策の実施状況、効果等について把握・分析を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。